

役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人愛幸会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の報酬並びに費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(役員)

第2条 この規程で役員とは次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

(費用弁償)

第3条 役員が理事会、評議員会に出席したとき又は、監事が監査に出席したときは、別表第1の旅費を含む費用弁償を支給する。

2 理事長又は、副理事長が業務等に従事したときは、別表第1の旅費を含む費用弁償を支給する。

3 前各項に定めるもののほか、役員の研究等に支給する旅費については職員の旅費に関する規程により支給する旅費の例による。

(報酬等の支給)

第4条 第3条並びに前条第1項及び第2項の支給については、当該年度中に一括して支給することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月25日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

費 用 弁 償

区 分	金 額
1回につき	3,000円 ~ 5,000円